

平成 2 8 年第 1 回定例会

平成 2 8 年 2 月 1 8 日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 2 8 年 2 月 1 8 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査会条例の制定について
議案第 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の制定について
議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の退職管理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 6 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 8 号 多野藤岡医療事務市町村組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 9 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 1 1 号 損害賠償の額の決定について
- 第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 5 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算

- について
- 第 1 6 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設
事業会計予算
- 第 1 7 議員提出議案
第 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議規則の一部改正について
- 第 1 8 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１７名）

１番	中澤秀平君	２番	丸山保君
３番	大久保協城君	４番	湯井廣志君
５番	青木貴俊君	６番	山田朱美君
７番	岩崎和則君	８番	反町清君
９番	佐藤淳君	１０番	冬木一俊君
１１番	隅田川徳一君	１２番	田村理君
１３番	新保克佳君	１４番	松本賢一君
１５番	宮前俊秀君	１６番	神田辰男君
１９番	小屋淳君		

欠席議員（２名）

１７番	江原洋一君	１８番	山崎恒彦君
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

管 理 者	新井利明君	組合事業統括 兼病院院長	石崎政利君
病院長補佐	塚田義人君	附属外 来セクター一長	清水透君
介護老人保健 施設長	田中壯佑君	経営管理部長	黒澤美尚君
看護部長	五十嵐克子君	薬剤部長	小幡輝夫君
診療支援部長	田島信夫君	次長兼 企画財政課長	松田裕一君
次長兼総務課長兼 安全管理センター 事務統括	島崎泰君	参事兼 用度課長	三浦真二君
参事兼 病院建設室長	高柳和浩君	医事情報課長	小林ゆかり君
し ら さ ぎ 管 理 課 長	五十嵐良宣君	課長兼 地域医療支援 連携センター 事務統括	横坂政彦君
課 長 兼 研修管理センター 事務統括	酒井正子君		

開会のあいさつ

議長（冬木一俊君） 皆さん、こんにちは。

議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

江原洋一議員、山崎恒彦議員より会議規則第2条の規定に基づき、本日の会議について欠席届が提出されていますので、ご報告申し上げます。

さて、本日、平成28年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、議案16件でございます。慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことにふなれな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議会運営が行われますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のあいさつといたします。

開会及び開議

午後1時30分開会

議長（冬木一俊君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成28年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（冬木一俊君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（冬木一俊君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、3番、大久保協城君、13番、新保克佳君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（冬木一俊君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成28年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、平成27年度も残り1カ月であります。病院事業においてはほぼ昨年同様に推移しております。入院患者数の減少や消費税率のアップの影響もあり、より一層経営基盤の安定に努めていかなくてはと考えております。また、来る平成28年度については、診療報酬の改定がありますが、医師を初めとした診療体制は、一部医師の異動はあるものの大きな変化はないと聞いております。

このような中、病院事業のさらなる質の向上と効率的な運営を図るため進めております新入院棟建設事業につきましては、さきの入札により建設業者が決定いたしました。今後は新入院棟の完成に向けて、堅実に事業を進めてまいりたいと考えております。関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

さて、本議会に提案いたします案件は、組合各事業の平成28年度予算を中心として、15案件の審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第4 議案第1号

議長（冬木一俊君） 日程第4、議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、当組合が加入しております群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼に基づくものでございます。

内容でございますが、平成27年10月1日に群馬東部水道企業団が設立され、群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、平成28年2月より非常勤職員に係る公務災害補償事務の共同処理を行うため組合規約の変更が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結
いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 1 号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

第 5 議案第 2 号～議案第 4 号

議長（冬木一俊君） 日程第 5、議案第 2 号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査会条例の制定について、議案第 3 号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の制定について、議案第 4 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 議案第 2 号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査会条例の制定について、議案第 3 号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の制定について、議案第 4 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成 28 年 4 月、行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立て、当該行政庁が改めてその行政処分について違法性、不当性を判断する行政不服審査制度に関し、改正行政不服審査法が施行されます。このため、必要な条例の制定を行うものでございます。

議案第 2 号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査会条例の制定でございますが、行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づき、設置する行政不服審査会の組織及び運営について定めるものでございます。

本審査会の設置及び運営につきましては、委員数を５人、任期２年で組織するものとしたします。また、審査会の委員及び専門委員は地方公務員法による守秘義務が適用されません。このため、本審査会では、条例において委員の守秘義務を規定するほか罰則を定めることとなります。罰則規定の内容は、国の行政不服審査会の委員及び本組合情報公開・個人情報保護審査会の委員と同様とするとともに、地方公務員法による一般職の地方公務員に係る守秘義務違反の罰則と合わせることから、１年以下の懲役または５０万円以下の罰金とするものでございます。

次に、議案第３号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、行政不服審査法の規定による提出書類等の写しの交付手数料について定めるものでございます。

内容につきましては、白黒印刷のものが１枚１０円、カラー印刷のものが１枚５０円とするものでございます。

次に、議案第４号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、行政不服審査法の改正に伴い、各条例の整備と規定中の文言整理を一括して行うものでございます。

内容でございますが、第１条の特別職のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、本組合の行政不服審査会の設置に伴い、審査会委員及び専門委員の報酬を月額７，２００円と定めるものでございます。

次に、第２条の情報公開条例の一部改正及び第３条の個人情報保護条例については、本組合情報公開条例及び個人情報保護条例に特別の定めを設け、審理員による審理手続に関する適用除外について定め、現行の不服申し立てに係る審査体制を維持するとともに、新たに不作為行為を情報公開・個人情報審査会の諮問対象に追加することや、条例において行政不服審査法の改正に伴う文言等の整理をお願いするものでございます。また、第４条の情報公開・個人情報保護審査会条例については、法改正に伴う文言等の整理をお願いするものでございます。

施行日につきましては、平成２８年４月１日とするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明をさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第２号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査会条例の制定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査会条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の制定について、これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合行政不服審査法関係手数料条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(冬木一俊君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(冬木一俊君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第5号

議長(冬木一俊君) 日程第6、議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(黒澤美尚君) 議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の退職管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月に公布され、平成28年4月1日から施行されます。同法による改正後の地方公務員法に地方公務員の退職管理に関する規定が設けられたため、新たに条例を制定するものでございます。

内容でございますが、第2条で、退職後、営利企業等に再就職した元職員のうち地方公務員法の改正規定が適用されない退職後5年より前に国の部長、課長相当職であったものについて、退職後2年間は当該職員に関しての働きかけを規制するものでございます。

また、第3条では、管理または監督の地位にある職員であったものに、退職後2年以内に報酬を得て営利企業以外の法人その他の団体の地位についた場合または営利企業の地位についた場合は、日々雇いの場合等を除き再就職情報の届け出を義務づけるものでございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(冬木一俊君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(冬木一俊君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(冬木一俊君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(冬木一俊君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第5号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の退職管理に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(冬木一俊君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第6号

議長(冬木一俊君) 日程第7、議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(黒澤美尚君) 議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年4月1日、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法による改正後の地方公務員法に人事評価制度が位置づけられ、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とされたこと等を踏まえ、職員の降給の事由及び手続を定めるため改正を行うものでございます。

内容でございますが、第1条に降給の文言を追加し、第1条3、降給の種類、第1条4、降格の事由、第1条5、降号の事由、第2条に降給の手続を追加規定するものでございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(冬木一俊君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(冬木一俊君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(冬木一俊君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(冬木一俊君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(冬木一俊君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第7号

議長(冬木一俊君) 日程第8、議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(黒澤美尚君) 議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正は、平成27年の人事院勧告に基づく所要の改正を行うとともに、平成28年4月1日、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律と改正行政不服審査法の施行による改正を行うものでございます。

内容でございますが、第1条では、人事院勧告に基づき初任給調整手当、勤勉手当及び職員給料の引き上げ改定を平成27年4月にさかのぼって行うものでございます。

第2条では、地方公務員法の改正に伴う等級別基準職務表の規定と人事院勧告に基づき、単身赴任手当の引き上げ及び災害時に管理職特別勤務手当を支給できる旨を定めるとともに、勤勉手当及び医師を除く職員の給料の引き下げ、また、行政不服審査法の改正による引用条項等を改めるものでございます。

第3条は、改正による給料の切りかえに伴う経過措置を規定するものでございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(冬木一俊君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員(湯井廣志君) 第7号の関係で、人事院勧告で引き上げるということですが、これは藤岡市内の他の医療機関に比べて高いのか安いのか、その点伺いたします。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 市内の医療機関との職員の給料の関係でございしますが、あいにく市内の医療機関の給与体系等、私ども把握しておりません。そうした中で申しわけございませんが、比較対象の数字もちょうと持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 行政は大体企業目当てで人事院勧告が出ているんですが、病院もある程度同規模の賃金というのを調査していただいて、その中で、ある程度人勧を検討して、新たな賃金体系をつくるというのが私はふさわしいのではないかなと思っております。その中で、地方公務員になっているわけですが、行政職員と違って営利主義の病院でございしますので、そういうことをもう少し考えていただければと思います。

それと、職員の人件費というのがここで上がるのはわかるんですが、議員のほうで改正されておりますけれども、議員の報酬は、この人勧とは別に経済状況また他団体を比較をして、適正な価格なのか、その点お伺いいたします。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 今回提案させていただきましたのは、職員の給与条例の改正ということでございます。組合議員さんにつきましては、別途先ほど条例改正でお願いいたしました非常勤の特別職ということで、報酬規定になってございます。そちらのほうで、また近隣の団体さんのほうと比較検討した上で提案をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第 9 議案第 8 号

議長（冬木一俊君） 日程第 9、議案第 8 号、多野藤岡医療事務市町村組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 議案第 8 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法による改正後の地方公務員法により人事行政の運営状況に関し公表しなければならない事項が追加されるとともに、改正行政不服審査法の施行による文言整理をお願いするものでございます。

施行日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 8 号、多野藤岡医療事務市町村組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

第 10 議案第 9 号

議長（冬木一俊君） 日程第 10、議案第 9 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 議案第 9 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法による改正後の地方公務員法により引用条項を改めるものでございます。

施行日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 9 号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

第 11 議案第 10 号

議長（冬木一俊君） 日程第 11、議案第 10 号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 議案第 10 号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、第 2 条第 2 項で定める診療科目の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、診療部の再編に伴い、新たに救急科を加えるものでございます。

施行日につきましては、平成２８年４月１日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第１０号、多野藤岡医療事務市町村組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

第１２ 議案第１１号

議長（冬木一俊君） 日程第１２、議案第１１号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 議案第１１号、損害賠償の額の決定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件の患者は、平成２７年５月に未破裂前交通動脈瘤に対する脳動脈瘤コイル塞栓術を実施後、くも膜下出血にて死亡されました。原因究明のため院内医療事故対策委員会において検討しましたところ、バルーンカテーテルを誘導するためのガイドワイヤーにより術前に認識されていない右中大脳動脈の小動脈瘤に損傷を与え、クモ膜下出血が生じた可能性が高いとの結論に至りました。この結論を踏まえ、ご遺族に対しまして、右中大脳動脈の小動脈瘤の存在を見落としていたことに対する病院の過失についての謝罪及び説明を申し上げるとともに、賠償責任について協議を進めてまいりましたところ、平成２８年１月に賠償金３，０１４万５５４円で承諾を得たものでございます。

なお、この損害賠償金については、医師賠償責任保険において保険会社から

同額が病院事業会計に支払われる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。岩崎和則君。

議員（岩崎和則君） 議案第11号について何点か質問させていただきます。

賠償額につきまして、過日の医療事故対策委員会、これの検討結果によって示談交渉、和解を承諾してもらったということで、3,014万554円、この賠償額が決まったと思うんですけれども、この算定基準、これについて内容を提示していただきたいと思います。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 賠償額の内容についてご説明申し上げます。

まず、慰謝料といたしまして2,200万円、逸失利益といたしまして643万1,554円、また、葬儀料といたしまして170万円、また、入院雑費として9,000円ということで、合わせまして3,014万554円という形になってございます。

以上です。

議長（冬木一俊君） 岩崎和則君。

議員（岩崎和則君） 全額で3,014万554円ということで示談成立したということなんでしょうけれども、このような医療事故、当病院において過去にもあったと思うんですけれども、年間でどのくらいの事故が起きているのか、その辺についてお聞きしたいんですけれども、それと、このように議会で議決を得る賠償額、それにつきましてどのくらいの範囲で議決を得なければならないのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 今現在、病院のほうで係争中といいますか問題のあるものにつきましては、2件でございます。本件を含めまして2件ということでございます。また、今回を除く1件につきましては、今現在、他病院のほうで診療中で経過観察中ということでございます。

また、議会のほうへの損害賠償の提示でございますが、設置条例のほうに、損害賠償額500万円を超えるものについては議会の議決が必要ということで規定をされております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 岩崎和則君。

議員（岩崎和則君） 今回の医療事故につきましては、明らかにこちらの過失、それを認めたという形だと思うんですけれども、このような形の中で医師について、

医師の責任、法的な行政的なところにおよぶ場合もあるのか、また、そういう責任を取らせなくてはならないときにはどのような医療事故、それが伴っているのか、その辺についてもちょっとお示し願います。

議長（冬木一俊君） 病院長。

病院長（石崎政利君） 医療事故についての責任ということなんですけれども、多くは、システムの不全によって起こるということが根本的には多いと思います。今回の医療事故についても、群馬大学の事故の例もありますので、外部の専門家も交えて慎重に検討させていただきました。

治療については動脈瘤のガイドラインがございまして、これにのっとっておりますので、その辺は問題なかった。それから、説明に関しても問題なかった。そして、手技的にも特に問題となるようなことはなかったと判断されています。ただ1点、先ほどの説明の中でもありましたように、本来治療すべき動脈瘤のほかに小さい動脈瘤があって、それを術前に認識できなかったというところが原因になります。

これについては、術前の診断の体制の問題が大きいと思います。病院としましては、個人の責任というよりはやはり診断するシステム、今までは担当医が1人で診断していたということが問題でありましたので、今後は複数名でしっかり診断していくように改善をして、今診療を再開しています。したがって、やはりシステムの不具合が一番問題だと考えております。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この損害賠償の関係ですが、手術前に認識されていない動脈瘤に損傷を与えてクモ膜下を生じて、この人が死んだということですが、医療事故は結構全国的に多くなっております。そういう中で、この手術をした医師というのは、それなりの経験豊富な医師がこういうことをしたのか、また、なりたての医師がこういうことをしたのか、それをまずお伺いいたします。

議長（冬木一俊君） 病院長。

病院長（石崎政利君） 今回の治療を担当した医師は、この動脈瘤の血管内治療に対する専門医でありまして、経験も豊富であります。したがって、外部の専門委との検証の中でも、診療の技術においては特に問題なかったというふうに判断されております。

議長（冬木一俊君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） こんなちょっとしたことで、一般の人がやれば殺人までいっちゃうわけですね。そういう中で、医師がやって亡くなったのなら殺人までいかないわけですから、これはよほど慎重に、これからこういう事故が二度と起こらないような対策をしっかり練っていただきたいと思います。答弁は結構です。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 11 号、損害賠償の額の決定について、本
案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決
されました。

第 13 議案第 12 号

議長（冬木一俊君） 日程第 13、議案第 12 号、平成 27 年度多野藤岡医療事務市町
村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第 12 号、平成 27 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病
院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、第 3 条の収益的収入で病院事業収益では、入院収益、外
来収益の減収及び病院損害賠償保険金の収入により 354 万円の増額補正を計
上し、附属外来センター事業収益では、外来収益等の増収により増額補正を計
上するものでございます。

収益的支出では、病院事業費用で損害賠償金の支払い等により増額補正を、
附属外来センター事業費用は材料費や経費の増加等による増額補正を計上する
ものでございます。

第 4 条の資本的収入では、病院事業、附属外来センター事業ともに国・県補
助金の確定による増額補正を計上するものでございます。

資本的支出では、病院事業で資金不足にあります介護老人保健施設の運営安
定を図るため、長期貸付金 2 億円の増額補正を計上するものでございます。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。
慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくお
願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条で示してありますとおり、収入につきましては、第1款病院事業収益で、354万8,000円の増額補正でございます。

第1項医業収益では、当初予算額に対し3,490万円の減額補正、内容としては、入院及び外来患者数の減少により減額となっております。

第2項医業外収益では、3,844万8,000円の増額補正、主なものは医療過誤賠償に対する保険収入3,000万円の計上によるものでございます。

第2款附属外来センター事業収益で1億4,717万8,000円の増額補正、第1項医業収益で当初予算額に対し1億3,350万円の増額補正でございます。内容では、外来患者数の増加による増額となっております。

第2項医業外収益では、1,367万8,000円の増額補正でございます。次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用におきましては、1,668万円の増額補正、第1項医業費用では当初予算額に対し272万円の減額補正でございます。その主なものについては、材料費で2,000万円の減額、経費で1,000万円の増額、減価償却費で728万円の増額でございます。

第2項医業外費用では、1,940万円の減額補正、主な内容では、企業債借入利息の確定に伴う660万円の減額、医療過誤賠償金の支払いによる3,000万円の計上によるものでございます。

第2款附属開発センター事業費用では、7,407万円の増額補正、第1項医業費用では当初予算額に対し7,011万円の増額補正でございます。内容としては、材料費で6,000万円の増額、経費で1,000万円の増額でございます。

第2項医業外費用では、企業債借入利率の確定に伴う104万円の減額、材料費、経費の増額に伴う消費税の500万円の増額補正を計上するものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出でございます。

第1款公立藤岡総合病院資本的収入で、新入院棟建設に係る補助金1,149万9,000円、第2款附属外来センター資本的収入で、機器に対する補助金81万7,000円の増額補正を計上するものでございます。

資本的支出でございますが、第1款公立藤岡総合病院資本的支出の第1項建設改良費で3,000万円の減額、第3項でしらさぎの里への長期貸付金2億円を計上させていただくものでございます。これは、介護老人保健施設事業の経営状況が悪化しており、運営資金として充当するものでございます。この要

因といたしましては、介護事業が繰出基準に該当せず、企業債償還金に対する構成市町村からの繰り入れができない状況が一番の要因であるというふうに考えております。

近年、病院事業から一時借入でしのいでまいりましたが、しらさぎの里がこの地域、そして当院にとっても必要な施設であるというふうに認識しております。そのために病院事業会計から長期貸付金として繰り入れたいと考えております。この後、介護老人保健施設事業の補正予算でもご説明いたしますが、またその際には改善計画も提出をさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第13号

議長（冬木一俊君） 日程第14、議案第13号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第13号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、第3条本文に、施設運転資金に充てるため病院事業会計

より長期借入金２億円を借り入れるを加え、収益的収入では、特別利益で２２０万円の増額補正となっております。

収益的支出では、事業費用で給与費の２００万円の増額補正、材料費と経費で２５０万円の減額補正を計上し、合わせて５０万円の減額補正をするものでございます。

以上、まことに簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第２条で示してありますとおり、病院事業会計より長期借入金として２億円の借入れを計上しております。これは、先ほど議案第１２号で説明させていただきましたが、介護老人保健施設事業の運営資金不足により病院事業から長期借入金として繰り入れたいというふうに考えております。この後、改善計画をご説明させていただきたいと思います。

それでは内容ですが、まず、第１款施設運営事業収益で２２０万円の増額補正でございます。

第３項特別利益の過年度損益修正益で２２０万円の増額補正。内容といたしましては、消耗品単価契約とその際の納品の際の単価の差異がございました。これを修正して、修正益として計上するものでございます。

次に、支出について申し上げます。

第１款施設運営事業費用では、５０万円の減額補正でございます。その内容といたしましては、給与費で２００万円の増額、材料費で１００万円の減額、経費で１５０万円の減額でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、この後、経営改善計画をしらさぎ管理課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 暫時休憩いたします。

（午後２時２３分休憩）

（午後２時２３分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（五十嵐良宣君） お手元の資料の改善計画についてご説明いたします。

改善計画は、２０２５年問題を念頭に置き、高齢者ができる限り住みなれた

地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの中で、しらさぎの里が医療と在宅の中間施設の介護老人保健施設としての役割を果たし、良質なサービスを継続するために作成いたしました。

しらさぎの里の利用者本位のサービスの理念のもと、常に企業の経済性を発揮し、事業運営を行い、施設サービスの向上と公共の福祉に精進してまいります。目標達成の取り組みといたしまして、収益確保の対策では、施設利用率を上げ収益の増を図るため、強化型老健から加算型老健に施設基準を変更し、1日平均を69人から75人とし、延べ利用者2,000人の増と、1,800万円強の収益増を目指してまいります。

費用削減といたしましては、職員全員に経営意識の徹底、見直しを図り、経費の削減に当たります。具体的には、清掃委託、送迎業務等の削減を検討し、準備を進めております。

また、しらさぎの里の事業内容、介護サービスの周知を図り利用拡大を目指すとともに、利用者アンケートにより、よりよい介護サービスの向上に励み、業務改善を行います。また、職員には研修会等に積極的に参加させ、スキルアップを図り、より高いサービスが提供できる環境を構築いたします。

収支計画につきましては、平成26年度の決算から40年度まで現金の減少を抑えた想定を策定いたしました。

当組合は医療、介護の立場から地域包括ケアシステムを支え、しらさぎの里は在宅への中間施設としての役割を初めとして、よりよい介護サービスを提供してまいります。

以上、まことに簡単ではありますが、改善計画の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

第１５ 議案第１４号

議長（冬木一俊君） 日程第１５、議案第１４号、平成２８年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第１４号、平成２８年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

病院事業は、ここ数年黒字化が図られておりますが、平成２８年の診療報酬改定ではプラス改定が想定されるものの、７対１入院料など施設基準の見直しは予定され、経営環境や医療供給体制の維持が課題となっております。今後も地域医療の拠点病院としての役割を担いながら、地域住民の皆様に安全・安心な医療サービスを継続的に提供できるよう、平成２８年度予算を編成したものでございます。

また、平成２８年度予算から地方公営企業法で介護サービス事業として分類されている訪問看護事業を除き、病院事業会計予算は第１款公立藤岡総合病院事業、第２款附属外来センター事業の２事業で編成しております。

予算編成の主なものとしまして、新入院棟建設工事費や電子カルテ整備費等を計上しております。

第３条の収益的収支及び支出は、２施設合計で収入は１０８億４，７１８万円、支出は建設工事費の消費税費用化分１億７，１００万円を含み１０７億９，５４７万円となり、５，１７５万円の黒字予算を計上するものでございます。

次に、第４条では、病院事業で、建設改良費として新入院棟建設工事費、電子カルテの整備費等に要する経費など３２億１，３８１万円を計上し、附属外来センターは、医療機器の更新等で建設改良費１億１，１０４万円を計上するものでございます。

次に、第５条では、契約が複数年度にわたるものにつきましては、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

以下、第６条から第９条までは、所要の額を計上させていただきました。

以上、まことに簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 詳細の前に、特別会計の変更について報告させていただきます。

現在、公立藤岡総合病院、附属外来センター、訪問看護の３事業を病院事業会計として運営しておりますが、訪問看護は、本来、介護サービス事業として区分けされております。この間、県と協議した結果、訪問看護は介護サービス事業として介護老人保健施設事業会計のほう望ましいという結論となりました。これによりまして、平成２８年度より公立藤岡総合病院と附属外来センターを病院事業、介護老人保健施設と訪問看護を介護老人保健施設事業として予算を作成させていただきました。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第２条の４の予定量についてでございますが、公立藤岡総合病院における入院は、病床数３９１床、稼働率８４％を想定し、１日平均入院患者数３２９人、年間延べ患者数１２万８５人、外来では１日平均患者数８５人、年間延べ患者数３万１，０２５人を予定するものでございます。附属外来センターでは、稼働日数２４３日、１日平均患者数７８０人、年間延べ患者数１８万９，５４０人を予定するものでございます。

第３条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

第１款病院事業収益では、８０億９４０万４，０００円、内訳では医業収益が７６億１，５４２万８，０００円、医業外収益３億７，７９７万１，０００円、特別利益１，６００万５，０００円でございます。第２款附属外来センター事業収益は２８億３，７７８万４，０００円、内訳では、医業収益で２６億８２５万円、医業外収益で２億１，７７７万円、特別利益で１，１７６万４，０００円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第１款病院事業費用は、８０億７，２１７万９，０００円で、内訳では、第１項医業費用で７６億６，１７７万６，０００円、第２項医業外費用で４億４９０万１，０００円、第３項特別損失５００万２，０００円、第４項予備費５０万円でございます。主なものでは、医業費用で給与費４３億２，７２３万円、材料費で１８億４，３００万円、経費で１０億２，９９０万円でございます。医業外費用では、新入院棟建設に係る消費税１億７，１００万円を含め雑支出３億４，５００万円でございます。

第２款附属外来センター事業費用では、２７億２，３２５万４，０００円、内訳では、第１項医業費用で２５億５，５９１万２，０００円、第２項医業外費用で１億６，６３４万１，０００円、第３項特別損失５０万１，０００円、第４項予備費で５０万円でございます。主なものでは、給与費で８億３，３０５

万2,000円、材料費で6億3,150万円、経費で7億3,205万円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。第1款公立藤岡総合病院資本的収入で、32億651万5,000円で、その内訳といたしまして、企業債償還元金分の他会計負担金1億5,073万5,000円、企業債で新入院棟建設工事の23億2,000万円を含め30億1,000万円、補助金4,578万円でございます。

資本的支出は、34億7,924万円、内訳では、建設改良費で新入院棟建設工事費24億976万円を含め32億1,381万円、企業債償還元金2億6,543万円でございます。

第2款附属外来センターでは、資本的収入2億575万6,000円、企業債償還元金分の他会計負担金で1億6,575万6,000円、企業債で4,000万円でございます。

資本的支出は3億7,802万円、建設改良費で1億1,104万円、企業債償還元金で2億6,698万円でございます。

病院事業会計の収支につきましては、病院事業では6,277万5,000円の赤字予算となっておりますが、附属外来センター事業では1億1,453万円の黒字予算となり、2事業合わせまして、病院事業会計5,175万5,000円の純利益を計上しております。

また、新入院棟建設に係る消費税1億7,100万円を除いた収支では、病院事業会計では2億2,275万5,000円の純利益となっております。

今後も、地域住民の皆様に安定した医療を提供するため、職員一丸となり、さらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 28年度の当初予算について何点か質問をさせていただきます。

先ほど、管理者のほうで診療報酬の改定に触れたんですけれども、何かプラス改定だというふうな発言だったんですけれども、今回の診療報酬の改定、この病院の経営にどのように影響してくるか、そのことをどういうふうに分析をしているんでしょうか。そこがまず1点。

それから、67ページの第5条の債務負担行為、情報機器の整備事業、28年から29年ということなんですけれども、過日病院のほうに行ったら、いわゆる28年度は現年度化するものはありませんということなんですけれども、

この辺の事業について、いまして少し詳しい説明をお願いいたします。

それから、71ページの4条予算のところなんですけれども、医療機械の購入費、病院と外来で合わせて9億円ほど計上されているんですけれども、どんな機械を購入するのか。それから、これ、ちょっと28年度の予算とは関係ないんですけれども、当然、新しい入院棟が完成するまでに、29年度にも医療機械の購入等予定をしているんだとすれば、29年度はどれくらいの購入費、金額ベースで結構ですから、29年度の予定しているものについてもお知らせください。

それから、同じく71ページの新入院棟建設工事、24億976万円現年度化しているんですが、たしか昨年11月20日付の資料では、28年度の現年度化の予定は49億円ぐらいの見積もりが出ていたと思うんですけれども、これ、半分以下なんですね。この辺の原因はどうしてこういうことになっているのか。間違いなく29年10月と言っていましたか、完成するのが。9月ですか。そのとおりにいけばいいんですけれども、若干延びたりしても、29年中にはきちんと間に合うんでしょうか。29年にかなりの大きな数字が現年度化されるんだと思うんですけれども、その点についてもどういうことなのかお知らせください。

それから、開会前に今回の入札について説明があったんですが、落札額については、100億8,612万円ということなんですけれども、これ当然、予定価格を設定したと思うんですけれども、予定価格は幾らだったんでしょうか。それに伴って、落札率はどうかだったんでしょうか。

それから、最低制限価格については、私は設けないでいただきたいというふうな旨の発言を以前からしていたんですけれども、この最低制限価格は設定したんでしょうか。設定したとすれば、誰が設定して、その金額は幾らだったんでしょうか。

議長（冬木一俊君） 企画財政課長。

企画財政課長（松田裕一君） ご質問の先ほどの診療報酬改定の時期等についてご説明いたします。

まず、診療報酬改定、今回の改定では、診療本体でプラス0.56%のアップ率になっております。ただ薬価分が1.24ですが、こちらについてはマイナス改定ですが、当病院では包括診療、包括請求と、それから外来につきましては院外薬局を利用しているため、マイナス分についての影響はございませんでした。

それと、全体の中で、28年度予算の単価的には、プラス改定もマイナス改定についても見ておりません。実際まだ、これから施設基準の関係でかなり基準の内容が変わってまいりますと、診療報酬改定というよりは施設基準そのも

のがとれなくなるものとか出てまいりますので、予算の段階では診療報酬改定については見込んでおりません。

それから、建設工事の予算分、11月議会説明時点との出来高の見込みの違いについてですが、まず、11月時点での出来高の見込み、予算出来高割合の見込みにつきましては、設計会社の一般的な工法等で工程を計画し、想定したもので出来高割合を見込んだものになっております。作成時期は27年7月で、着工28年1月、竣工を平成29年9月として全体出来高を想定したものです。その結果、平成28年度は出来高割合50%程度として年割を行いました。平成28年度予算編成に当たってもこれをもとに作業を進めてまいりましたが、平成28年1月22日の入札後、年度の出来高について落札者の大成建設と協議を行いました。大成建設の方へ設計会社が想定した出来高割合を提示し、協議となりました。

大成建設からは免震装置の完成に要する期間、それから直近の施工実績等をもとにより詳細な検討を行った上で、28年度の出来高割合を25%として提示されました。事務局として、施工者の検討結果を尊重し、予算年割について再考を行いました。

当初の計画どおりの出来高想定での、契約、それから予算計上は可能でありましたが、出来高で約25%、金額にして約26億円の差が生じていたため、契約後の変更処理や補正予算での対応をすることよりも28年当初予算で対応することが最善と判断しまして、11月での年割額と相違した予算の計上となっております。

それから、年割額の変更ということですので、全体の予算額、それから29年に竣工がいくるということはありません。

以上です。

議長（冬木一俊君） 用度課長。

用度課長（三浦真二君） それでは、67ページの債務負担行為の医療機器ということでご説明させていただきます。

新入院棟完成に伴い、医療情報機器の導入整備24億2,700万円を計上したものであります。移設するもの、更新するもの、新規導入するものとございますが、更新するものにつきましては、主に血管撮影装置1億円、透析装置1億2,000万円、CT1億円等で8億円、新規機器としましては、ベッドCT2億5,000万円、無影灯を初めとするオペ室関連で3億8,000万円、病室のモニター、ベッド等で4億5,000万円、その他システム関係で1億円を予定しております。

それから、28年度の医療機器について説明させていただきます。

28年度予算は、入院棟が電子カルテほかで7億9,000万円を計上して

おります。外来センターは、エックス線テレビほかで1億1,000万円を計上しました。

財源につきましては、入院棟で起債6億9,000万円、一般財源1億円を予定、外来センターは起債4,000万円、一般財源2,000万円を予定しております。

主な機器としましては、入院棟、電子カルテ5億7,000万円、画像システム、画像モニターで1億円、エックス線一般撮影、ポータブル撮影で4,000万円、超音波画像診断装置1,200万円を予定しております。また、外来センターでは、エックス線の一般撮影、エックス線テレビ装置を6,000万円を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 先ほどの佐藤議員のご質問ですが、予定価格についてのご質問でございますが、大変申しわけございませんが、今回、予定価格については公表しないということにしておりますので、今回お答えすることはできませんので、よろしくお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 管理者。

管理者（新井利明君） 佐藤議員さんから、秋のときに最低制限価格を設けないようにというご指摘は承知しております。ただ、行政全般に、国から最低制限価格を設けるような指導が来ておりますので、今回もその指導に従って最低制限価格を設定させてもらいました。決定したのは私でございますが、先ほど経営管理部長が言っておりますけれども、予定価格を発表できないということでございますので、入れた数字ではなくて、パーセントとして80%で入れております。

議長（冬木一俊君） 暫時休憩いたします。

（午後2時50分休憩）

（午後2時51分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。用度課長。

用度課長（三浦真二君） 29年度の医療機器の整備金額は24億2,700万円でございます。

議長（冬木一俊君） 暫時休憩いたします。

（午後2時51分休憩）

（午後2時53分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。企画財政課長。

企画財政課長（松田裕一君） 29年度の医療機械ということで、先ほど入院棟のほう、外来カルテほかで7億9,000万円、それから外来センターはエックス線テレビほかで1億1,000万円の計上となっております。こちらのほうは債務

負担行為で起こしてあります。新入院棟の情報機器は２８年度の現年度化はしておりません。２９年の債務負担行為として起こしてあります。ですから、２８年の医療機器と出ているのと債務負担行為で起こしている分については別のものとなります。

議長（冬木一俊君） 暫時休憩いたします。

（午後２時５４分休憩）

（午後２時５５分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。企画財政課長。

企画財政課長（松田裕一君） ２９年度ということですが、一応、債務負担行為の中に、医療機器等予定されているもの全て入れてあります。

議長（冬木一俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 入札の関係なんですけれども、以前、病院の契約規則を藤岡市の契約規則に準ずるように手直しをするという話だったんですね。当然、私そうなっているだろうと思っていた。藤岡市の場合は、落札率と予定価格も公表しています。だけれども、直したという多野藤岡医療事務市町村組合の契約規則は、予定価格については予定価格を記載した文章は封印して、開札の際、それを開札場所に置かなければならない、また落札決定後においても予定価格を記載した文章は封印して契約関係書類とともに保存しておかなければならない。このことが根拠で皆さんは予定価格を公表できませんということなんだけれども、藤岡市の場合は違う。藤岡市はこの予定価格を事前に公表することについて、市長が認めた場合には事前に公表することもできるというふうに規則で定められている。

なぜ私がこの点にこだわるかというと、まず、きちんと適正な予定価格が設定されたか。藤岡市の場合は、設計価格イコール予定価格、公の場所ではっきり、一切歩切りもしなければ何もしませんよと。定価がいわゆる設計価格、定価がそのまま予定価格なんです。当然今回もそういうことなんだと思うんですけども、最低制限価格については誰が決めたんですかという話を聞いたんです。これは市長さんが決めたんだと。ところが、この規則を見ると、最低制限価格の作成は、最低制限価格を設ける必要があるときは契約担当者がこれを定めると、管理者が決めるのではない。全くこっちがおかしいんです。管理者が決めるのに決まっている。

それから、最低制限価格の作成の第１２条には、政令第１６７条の１０第２項の規定によりと書いてある。では、地方自治法の施行令は、その条項は何と書いてあるかということ、普通地方公共団体の長はと書いてある。ここは普通地方公共団体ですか。私は、特別地方公共団体だと。一部事務組合なんだから、きちんと自治法で２８６条から２９１条に一部事務組合が定められている。こ

れも私に言わせるとおかしいんじゃないかと。これは直していただけるんでしょうか。直さないということになると、何度も言うようすけれども、きちんとした競争が行われて落札したのか、そういうことが全くここで審議できない。時代の流れに随分逆行しているんです。みんな内緒にしてみんな非公開と。そんな馬鹿な話はないと思っています。したがって、ここを直していただきたい。一度全部見直してくれませんか。以前見直すと言ったのにもかかわらず、こういうことなんです。こっちが勝手に想像するしかないんです、落札率も教えないと。

だけれども、設計価格イコール予定価格だから、いただいた資料を見ると、建設工事は109億円で、今回の100億8,600万円ほどの割り返してみたら、大体92.52とか53とか、はっきり109億かはわかりません。資料ですから、若干の千万単位の数字がここに書いていないんです。でも、設計価格だから、ほぼこの辺、92.5だとか6だとか7だとか、あるいは92.3だとか4だとか、この辺なんだと。落札率はともかくとして、入札差金が8億1,300万円ぐらい。私は非常によかった。きちんと適切な競争がされたのか、これ、誰か答えられる人がいたら答えていただきたいんですけれども、適切な競争がされたというふうに判断するのか。

ちなみに、藤岡市のここ3カ月の直近の落札率、土木だとか建築、管工事だとか設計だとか除いて、ホームページで全部拾い出してみたら、3カ月でおおむね21の入札をしているんだけど、平均の落札率は97.17%です。一般論でいえば95%以上は談合だと言われる。それで、結果とすれば入札差金が8億円以上でたようすですからよかったです。

今回の予算、それから新入院棟の完成に向けて、この資料だと、医業費全体で118億4,783万3,000円という数字をいただいたんですけれども、債務負担行為が24億2,700万円、さらに今回の8億円、そうすると、この事業全体で一体全体幾らになるんですか。ここ2年間ですよ、28、29で全体投資するお金が4条のところで幾らになるんですか。

何年か前にこのタイミングでやりましようと言ったときには、たしか皆さんの説明だと、構成する組合の市町村の繰出金、負担金みたいなものについては今までよりも恐らく2億まではふえないでしょうという話だったんですが、これはもう絶対にやっても大丈夫だと、何とかいけると自分なりに分析していたんですけれども、ちょっと今心配になってきました。

質問をしますけれども、かなりの金額150億円余りになるところ、投資を2年間の間にするというふうなことなんですけれども、まず、償還方法については、何か私の記憶だと、5年据え置きで、例えば15年とか20年とか、入れる機械はまた違うみたいなんですけれども、その辺のところをいま一度お示

してください。

それから、試算の段階なんでしょう、数字がどんどん変わってきますから、それはこっちも理解しているんですけども、償還金額は、例えば年平均でこのくらいの償還金額、それに伴って、市町村の構成する組合の負担は50%、2分の1、構成する市町村が負担するんだと思うんだけど、その辺のことについてもいま一度、おさらいの意味でよく説明をしてくれませんか。

例えば、来年度28年度のこの予算書を見ると、他会計負担金だとか補助金を合わせても5億1,700万円と。話によるとピーク時10億円ぐらい行くかもしれませんよというような話も聞いているわけですよ。そうすると、数字が余りにもでっかいので、次々に医療機械が十何億円だとかカルテの関係が二十何億円だとかというので、建築費が当初65億円だといったものが100億というような数字になっているので、ちょっと心配なんですけれども。

そうじゃなくても藤岡市は非常に厳しいですよ。経常収支比率が26年度は35ある群馬県の自治体で最下位です。35位ですからね。そういう非常に厳しい中でやっているの、その辺、おおむねどれくらいの負担になってくるのか、お示してください。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 私のほうから契約規則の関係で答弁をさせていただきます。

確かに議員ご指摘のとおり、平成26年12月に議員のご指摘をいただきまして、藤岡市の契約規則にのっとった形の中で改正をしていきたいと、10月に答弁をさせていただいております。そうした中で、12月に実際改正を行ったわけですが、なかなか藤岡市の契約規則等を確認した中で、病院の組合の実態の入札件数等鑑みたところ、全部網羅するのは非常に難しいのではないかと、という結論に至って、現在の規則内容になっております。

そうした中で、議員先ほどのご指摘のとおり、確かに不備な面が多々あるということで、確認をさせていただきました。今後、他の組合とか、また市のほうと協議しながら改正を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 企画財政課長。

企画財政課長（松田裕一君） 先ほどの償還方法につきましては、元金5年間据え置き、30年の元利均等の償還方法になります。

それから、建設事業、それと先ほどの医療機器、28、29年度ですが、建設のほうで104億8,133万円、それから医療機器で28、29年、32億1,320万円ということで、合計で、2年間で136億円ほどの投資となります。

それから、市町村の負担金ですが、既存の部分を含めまして、救急等

繰り出しとしていただいている負担金を含めまして、２８年度６億１，０００万円、それから２９年度から７億円台になりまして、３１年、３２年、ちょうど医療機器の元金等が始まるところで、構成市町村で１０億６，０００万円ほど、そこをピークにしまして、３３年から３４年が約９億円、その後７億円台で推移していくと思われます。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 先ほど佐藤議員さんの適正な落札率かどうかということでの質問に対しての回答ですが、正確な率というものは申し上げられないんですが、やはり我々で考えた中で、今のこの経済情勢あるいは、建築業界の情勢の中で、設計をした金額に対して当初予算額については１０９億円でございますので、それに対しての落札金額が、先ほど佐藤議員が言った差金が約８億円ほどあるのではないかというふうなお話もありましたけれども、どれが適正かどうかというのは、申し上げられないんですが、我々の考えている中では、なかなか良い数字であったのかなというふうには認識しております。

それから、若干補足させていただきますけれども、機器についてはちょうど平成２９年の開院に向けて金額が大分大きく膨らんでおるんですが、通常の更新の機器もこの移転にあわせておりますので、その辺も含めてちょっと膨らんでいるような現状にはなるんですが、ならしてみますと、その辺は多少違うような気がいたします。

以上でございます。

議長（冬木一俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 契約規則のところは速やかに直してください。恐らくこの後、この事業が終われば、跡地がどうだとかこうだとかという話になってくる。いずれにしても、きちんとした形できちんと議会が落札率もわからなければ、予定価格もわからないような規則では本当に困るので、その辺は早急に直していただきたいというふうに思います。

これは質問じゃなくて、３回目なんでこれで終わりですから、少し要望的なことを申し上げさせてもらおうと、これだけ大きな投資をすることになったんですね。皆さんの側はもういろいろ言ってきたわけだ。いわゆる医療機械だとか人間も含めて全て経費が余分にかかる、だからこの辺を是正しない限り、赤字体質から脱却できないんだというふうな説明もずっとしてきたんだと、看護部長さんがいるから、看護部もきちんと今のフロアに何床あるかということの中で７対１看護をしているのは非常に効率が悪い。だからこういうところも直さなければだめだと、したがって、いま一度一つにしましょうというふうに皆さんの側が積極的に言ってきたんだと。私もこのままだと困っちゃうなと思っていたから積極的にいま一度一つにしてくださいというふうなことを言ってきた

んですけれども、現実の問題とすれば、この2年間で、さっきの債務負担行為のところが私と少し認識が違っていて、それでも130億円を超える大きな投資をする、したがって、各部署でここをこういうふうにすることによってこうなるとか、あるいは1つにすることによってこうなるんですというきちんとしたコストの縮減、削減、この辺のきちんとした計画書を出してくれませんか。口頭で人件費が今より安くなるんだとかなんだとかと言っていないで、きちんとしたある程度の目安になる数字をきちんと示していただきたいと思います。

そうでないと構成する市町村も、10億円を超える負担金が発生するということになると、本当に困る。それは皆さんの側もきちんと努力していただかないと。お互いに管理者のほうも得をする、大きな予算をかけてもやると決めた。議会のほうも債務負担行為を了承してきた、前回。だからそういう意味で、今度は皆さんの側もきちんとこういうことでやっていくんだ、経費の縮減もしていくんだというふうなものをきちんと示していただきたい。それが1つ。

それから、17、8年前、分離したときに、たしか1年目で私の記憶だと14億7,000万円ぐらいの赤字を出して、2年目で7億円を超える赤字を出している。今度はそんなことのないようにしてくださいね。同じ轍を踏まないでください。きちんと事前に詳細な準備をしてくださいね。引っ越しして、29年度は若干マイナスが出ては仕方ないんでしょうけれども、30年度からはきちんとスムーズに経営していけるような状況にしてもらわないと困る。誰かこのことに対して答弁していただける方がいれば答弁していただきたいんですけれども、ぜひ私はそのことは強くお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

佐藤議員さんのご心配というかご意見、もっともだと思います。従来から、この非効率をなくすんだということで我々も申しておりましたので、当然人員配置、それからもの、そういったものも含め、また、外部委託も2つが1つになるわけですから、そういったところを計画しておりますので、必ずお示したいというふうに思っております。

それから、平成14年の外来センターがオープンしたときの事です、現金があっという間になくなってしまって、非常に赤字が大きくなり、それが1年、2年と続いたということは十分認識しております。これは管理者、また病院長からもそういったことのないようにということで、指示されておりますので、この辺についても詳細な移転計画をたてていきたいと考えております。ただ、今回は外来センターが通常に稼働できると思いますので、入院患者さんの移動あるいはものの引っ越し、これを用意周到にして、通常の業務が速やかに再開

できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（冬木一俊君） 病院長。

病院長（石崎政利君） それでは、少し追加させていただきます。

現在進めている新病院の建築は、現在の非効率を解消するということと、それから診療機能を高めて、地域の皆様に対して多様な需要に応える病院にしたいということでございます。今まで分離していたことによる人的あるいは物的な非効率を解消するというのは当然であります、もっと大きな利点は、この地域の患者さんのために、現在以上にすぐれた医療を提供できるということでもあります。

そして、経営は診療の質と同等であります。診療の質がよくなれば、当然経営も安定するというように考えておりますので、診療の質をよくしつつ、経営を改善していくということをこれからも職員一同頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。岩崎和則君。

議員（岩崎和則君） ただいま佐藤議員のほうからほとんど病院建設についての質問がありましたので、1点だけ質問させていただきます。

総事業費約136億円ぐらいの新入院病棟ほか費用がかかると思うんですけども、その中で、この企業債の借入れ先、これはどこを予定しているのか。そして、30年返済、償還ということだったんですけども、この金利についてはどのくらいなのか。私はどちらかというと40年ぐらいで借りるのかなと思っていましたんですけども、30年ということで伺いました。その中で金利がどのくらいになるのか、この点について伺います。

議長（冬木一俊君） 企画財政課長。

企画財政課長（松田裕一君） 企業債のほうの借入れ先になりますが、地方財政融資、それから公営企業機構のほうを予定しております。

それから、借入れ期間、金利のほうですが、今、最新の金利で見ますと、30年で大体0.1%の金利ということになっております。今後これが下がることになっていくのか、この後またどう変動するかはわかりません。

議長（冬木一俊君） 岩崎和則君。

議員（岩崎和則君） その金利について、借入れするのに固定でいくのか、流動的なもので変動的なことでいくのか、地方公共団体の金融機構、この辺の金利でいくともっと安いのかなと思うんですけども、その辺については今後また、今日銀のほうでマイナス金利、国債に対して発表していますけれども、その辺借入れについて有利に働いていくかなと思うんですけども、その辺についてはどう対処していくのかお伺いします。

議長（冬木一俊君） 企画財政課長。

企画財政課長（松田裕一君） 金利のほうですが、30年ということもあります。一応固定金利で考えております。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号、平成28年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後3時28分休憩）

（午後3時37分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

第16 議案第15号

議長（冬木一俊君） 日程第16、議案第15号、平成28年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第15号、平成28年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護老人保健施設事業は構造的な赤字が続く中、平成28年度は施設基準の見直し経営基盤強化が課題となっております。今後も高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護の中間施設としての役割を担いながら、地域住民の皆様に安全・安心な介護サービスを継続的に提供できるよう、平成28年度予算を編成したものでございます。

また、平成２８年度予算から地方公営企業法で介護サービス事業として分類されている訪問看護事業を加え、介護老人保健施設事業予算は第１款介護老人保健施設事業、第２款訪問看護事業の２事業で編成しております。

第３条の収益的収入及び支出は２事業合計で、収入は５億８，２９８万円、支出は５億３，２７３万円となり、５，０２５万円の黒字予算を計上するものでございます。

次に、第４条では、企業債償還金のほか建設改良費としてリースに要する経費として、老健訪問看護合わせて５，１１１万円を計上しております。

次に、第６条では、契約が複数年度にわたるものにつきましては、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

以下、第５条、第７条は所要の額を計上させていただきました。

以上、まことに簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第２条の業務の予定量についてでございますが、介護老人保健施設における入所は、療養病床数８０床、稼働率９４％を想定し、１日平均療養者数７５人、年間延べ療養者数２万７，３７５人、通所では、１日平均利用者数４３人、年間延べ利用者数１万１，０００人を予定するものでございます。

訪問看護ステーションでは、対象人員１２５人、年間延べ利用者数９，４７７人を予定するものでございます。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

第１款介護老人保健施設事業収益では、４億９，９３６万７，０００円、内訳では事業収益が４億９，６４５万円、事業外収益で２９１万２，０００円でございます。特別利益で５，０００円でございます。

第２款訪問看護事業収益は、８，３６２万円、その内訳として、事業収益が８，３０７万円、事業外収益で５５万円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第１款介護老人保健施設事業費用は、４億６，８７３万９，０００円、内訳では第１項事業費用で４億５，２６９万１，０００円、第２項事業外費用で１，５８４万５，０００円、第３項特別損失３，０００円、第４項予備費で２０万円でございます。主なものでは、事業費用で給与費３億１，８７９万４，０００円、材料費で３，５００万円、経費で４，０２５万円、委託費で３，４２０万円でございます。

第2款訪問看護事業費用では、6,399万5,000円で、その内訳は、第1項事業費用6,379万3,000円、第2項事業外費用10万2,000円、第3項予備費10万円でございます。主なものでは、給与費で5,445万8,000円、材料費で36万5,000円、経費で648万円でございます。

第4条資本的収入及び支出でございます。

介護老人保健施設事業資本的支出は4,888万6,000円で、その内訳は建設改良費で378万5,000円、企業債償還金4,510万1,000円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出は、建設改良費で223万円でございます。

介護老人保健施設事業会計の収支につきましては、介護老人保健施設事業で3,062万8,000円の黒字予算、訪問看護事業では1,962万5,000円の黒字予算となり、2事業合わせまして5,025万3,000円の純利益を計上しております。

今後予想される2025年の高齢化社会においても、地域住民の皆様に安定した介護サービスを提供するため、職員一丸となりさらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号、平成28年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

第 17 議員提出議案第 1 号

議長（冬木一俊君） 日程第 17、議員提出議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者、松本賢一君。

議員（松本賢一君） 議員提出議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合議会会議規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

会議中の質疑については回数制限が設けられており、現在は 3 回を超えることができないと規定されていますが、より充実した質疑が行えるよう、3 回を 5 回に改正するものでございます。

また、地方自治法第 100 条第 13 項の規定に基づき、議員を派遣する際の規定を設けるものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第 1 号、多野藤岡医療事務市町村組合議会会議規則の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

第 18 一般質問

議長（冬木一俊君） 日程第 18、一般質問を行います。

中澤秀平君の質問を行います。中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。通告に従いまして質問させていただきます。

大きく 2 点質問させていただきたいと思いますが、まず初めに、防災対策に

について伺いをします。

平成24年に発表された群馬県地震被害想定調査によると、群馬県内には大きな地震被害をもたらすと考えられている主な活断層が3つあるとされています。中でも関東平野北西縁断層帯が藤岡市にも大きな被害をもたらす活断層であると想定をされています。この断層帯の一部である深谷断層が外来センター、または今回建設が予定されている入院棟の真下を通っているのではないかというふうに言われていますが、この断層帯について伺いをいたします。

また、病院の防災対策についても伺いをいたします。

議長（冬木一俊君） 病院建設室長。

病院建設室長（高柳和浩君） それでは、お答えいたします。

まず、関東平野北西縁断層帯ですが、この断層は、関東平野北部と関東山地との境界付近から大宮台地北部にかけて分布する活断層帯であり、ほぼ並行する深谷断層帯と綾瀬川断層帯によって構成されております。国土地理院の都市圏活断層図によれば、新入院棟建設地の付近に深谷断層帯の一部である深谷断層が存在していることは認識をしております。

平成27年の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によりますと、深谷断層帯の平均活動間隔は1万年から2万5,000年程度、最新の活動時期は約6,200年前以後、約5,800年前以前の可能性があると考えられています。この断層帯が活動した場合の地震の規模はマグニチュード7.9程度、この発生確率は今後30年以内にほぼ0%から0.1%というふうにされております。

次に、新入院棟の防災対策についてお答えいたします。

まず、地震対策についてですが、新入院棟の耐震レベルの設定に当たっては、施工性や経済性を考慮した上で、一般社団法人日本建築構造技術者協会で設定している免震構造における構造体性能グレードの最上レベルである特級グレードを確保しております。これは、建築物に対し極めてまれに作用する荷重、具体的に言いますと、関東大震災レベルの揺れがあった場合でも、ひび割れ程度の軽微な被害でおさまるレベルとなっております。

次に、洪水対策についてですが、烏川上流域で3日間377.5ミリの総雨量があったことにより烏川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションした藤岡市洪水ハザードマップによりますと、この建設地は浸水想定域には含まれてはおりません。万が一の場合でも、今回の入院棟の非常用発電機や電気室等は最上階に設置する計画でありますので、水没による電源喪失のおそれはございません。

次に、火災についてですが、消防法におけるスプリンクラーの設置等法律に基づいた防火設備を備えております。

次に、災害時のエネルギー供給等についてになります。

飲料水は使用量を制限した上で2日間、電気は使用量を制限した上で非常用発電機で3日間、ガスは信頼性の高い中圧管での供給となるため、途絶することなく供給が可能となっております。

最後に、ドクターヘリの離着陸についてですけれども、これにつきましては、隣接の藤岡中央高校が場外離着陸場となっておりますけれども、病院敷地内でも離着陸ができるよう検討を行ってまいります。

また、開院後の構内外における火災または災害発生に対応するため、消防防災計画の作成はもとより、自衛消防組織による防火・防災訓練を適宜実施し、不測の事態に備えたいと考えております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ありがとうございます。

さまざまな対策で万全を期していらっしゃるというふうにお答えをいただいたかと思いますが、洪水、またエネルギー供給、ドクターヘリの発着地、また、防火・防災訓練などされているということですが、冒頭に質問しました活断層について、こちらが万が一、もし建設予定地または外来センターの真下を通っていた場合、免震で最上位、特級グレードのものが予定されているということですが、この免震装置でどのくらいまで耐えることができるか、もし真下に活断層があって、それがずれた場合、想定がなかなかできない、確率が低いというふうに考えられていますが、そういった場合はどのような危険があるのか伺いをしたいと思います。

議長（冬木一俊君） 病院建設室長。

病院建設室長（高柳和浩君） 仮に活断層が直下にあった場合ですけれども、免震構造の建物と申しましても、直下で動いた場合については、必ず無事であるという想定はできないかと思います。ただ、それでどの程度の損傷を受けるのかということとは、想定しておりません。

先ほどもお話ししましたとおり、この断層による地震の発生確率というのは極めて低いものであります。今回この建設計画をする中で、既にここに外来センターがあることですか、直下の活断層なりに対応する、あるいは調査をするといったことによる建設コスト、これらを総合的に考えますと、この活断層の地震に対応するということよりも、今考えられているほかのもっと確率の高い地震に対応するということが現実的であるということを考えまして、それらに対応できるような建物という計画をしています。

以上です。

議長（冬木一俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ありがとうございます。

災害といいますと震災だけではないので、そういったことにも、震災だけでなく、さまざまな災害に対処できる万全を期すということが求められていて、コストなどの関係で震災、特に活断層のことだけ考えているわけにはいかないというふうなことだと私も理解ができますが、素朴な疑問として、リスクを最小限にとどめるというのであれば、この国土地理院の地図でも、実際に活断層が通っているという危険が示されているこの土地に入院棟、また病院を建てる予定であるということの建設予定を、こうした土地を避けて建設すべきではないかというような素朴な疑問も、利用者、市民の方からあるのではないかと、うふうに思うんですけれども、そういった方の安心というか信頼を得るために、どういうふうに説明をしていくのかとか、確率が低いので心配することはないというふうな説明でよろしいのでしょうか。確認をお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） ただいまの中澤議員さんのご心配はよく理解できます。ただ、先ほど来申し上げましたように、この断層についてはかなり確率も相当低くて、また、病院としましても災害拠点病院である以上、そういった災害、地震も含めて、そういったもののリスクを回避できるような建物を今までも考えておりまして、この設計に盛り込んでおります。ただ、100%絶対に大丈夫ということは絶対に申し上げられないんですが、それに近いものの安全の確保をした今回の建設をしているということでご理解いただければありがたいと思います。

議長（冬木一俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ありがとうございます。

地震の危険などある場合、予知などといった場合には、できる限り避難などしていただいて、防災に努めていただきたいというふうに思います。

2点目に、現在の藤岡総合病院入院棟跡地利用について伺いたいと思います。

これまでの検討内容と経緯について、どのような方が協議をされてきて、どのような提案などされたのであれば、お伺いしたいと思います。

議長（冬木一俊君） 企画財政課長。

企画財政課長（松田裕一君） お答えいたします。

病院の跡地利用については、平成25年2月に策定しました病院機能再整備計画で、病院の附属用途と見なされる休日夜間診療所や介護サービス事業所、高齢者居宅施設など、現在の建物を再利用する方法について組合で検討を行いました。しかし、最も古い建物で建築後30年が経過し、躯体や配管等の設備に老朽化が目立っており、また、再利用のためには現行の建築基準法が適用されるなど、病院附属用途での再利用は難しいという結論になっております。

また、これらの施設再利用の検討を含めた跡地利用については、構成市町村担当課と平成25年6月と10月、それから平成26年6月、平成27年1月、5月に協議を行っております。平成27年5月の協議では、跡地利用については、病院の所在地である藤岡市と組合とで検討を行うことを他市町村より要望され、現在に至っておりますが、まだ結論は出ていない状況となっております。

議長（冬木一俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ありがとうございます。

具体的な方向性がまだ決まっていないということですが、担当課長会議というようなところで議論もされてきたというふうに聞いておりますが、藤岡市と組合との協議の中で、実際に周辺の市民や住民の方の意見を取り入れるというような場はあったのでしょうか。藤岡市の土地ではないというふうに聞いておりますが、やはり藤岡の真ん中にある土地ですので、住民や市民の興味も大変高い、そんな土地利用の跡地利用に対しては住民の興味も大変高いというふうに思います。今後そういった意見を取り入れる考え、もしあればお伺いしたいと思います。

議長（冬木一俊君） 企画財政課長。

企画財政課長（松田裕一君） お答えいたします。

まず、藤岡市と組合で協議を行うということで、具体的にまだ進んでいない状況です。それから組合の土地ということでもありますので、構成する市町村もありますから、例えば藤岡市が主体で市民の声等を聞くということになりますと、その辺ちょっと、まだ市町村との調整をしておりますので、今のところ、市民の声を聞く、取り入れるということまで話が進んでおりません。

以上です。

議長（冬木一俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ありがとうございます。

住民や市民の不安というか、声といたしましては、協議内容がどのように決まっているのか全くわからないというふうな声があるかと思います。今までに5回ほど協議がされてきたということですが、こういったこと、今度、跡地利用について話し合いが行われる、またその結果、どのようになったのか決まったことがなかったということも含めて発表していける、そんな機会というかお知らせができないのか、それを最後にお伺いして、質問を終わります。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

跡地利用については、非常に前々回、ここ数年悩ましい問題であるというふうな大変申しわけないお答えをさせていただいておりますが、ただ、構成市町村会議、藤岡市を中心としたということで今現在進んでおるんですが、具体的

な考え、あるいはその方向性というのはまだ何も決まっておりません。

当然、そういったところで、こういった方向に行くんだというような方向性が出ましたら、当然この議会にもお示しをしなければならないと思っております。そういった形で、この議会を中心として、皆様方とまた協議をできればよろしいかなというふうに思っております。したがって、市民の代表である議員の皆様方のこの議会でも、その進捗状況あるいは決定した方向性が示されるような協議を今後していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 以上で、中澤秀平君の質問を終わります。

以上で、発言通告のありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者あいさつ

議長（冬木一俊君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君） 平成28年第1回組合議会定例会閉会に当たり、一言お礼のあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議の上ご決定いただきまして、心より感謝申し上げます。

今後も地域医療機関との連携を推進するとともに、病院の健全経営により一層の努力をしてまいりますので、ご支援を賜りたいと存じます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、体をご自愛いただきまして、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

閉会

議長（冬木一俊君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成２８年第１回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会
いたします。ご苦労さまでした。

午後４時０６分閉会

会議規則第７７条の規定により下記に署名する。

議 長 冬 木 一 俊

署名議員 大久保 協 城

署名議員 新 保 克 佳